

温泉揭示項目追加案 環境省



中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会は、平成16年12月21日までに、温泉事業者の温泉表示の方向性案をまとめ、この案について17年1月20日まで意見募集を行うことにしました。

この方向性案は、16年に特に表示がないまま、温泉に入浴剤を使用するなど不適切な事例が判明したことから、16年11月15日に環境大臣からの諮問が行われ検討されたものです。

温泉の揭示項目として温泉法施行規則第6条に従来から定められている、「源泉名」、「泉質」、「温度」、「成分」、「成分の分析年月日」、「分析を行った登録分析機関の名称・登録番号」、「浴用・飲用にあたっての禁忌症」、「浴用・飲用の方法・注意」 - - の8項目に加え、(1)加水した場合はその事実と理由、加水した水の種類(水道水、井戸水の別)、(2)入浴剤を添加した場合や温泉を消毒した場合は添加物質名称と消毒方法、理由、(3)加温した場合はその事実と理由、(4)温泉水を再使用した場合はその事実と経過の有無、理由 - - の4項目を規定すべきと提言しました。

4項目が温泉法施行規則第6条に追加された場合、4項目に違反した記載がみつかったケースには30万円以下の罰金が課されることとなります。

資料:2004年12月21日付 EICネット

総務箇所 横山 美代子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字大田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

